

# 飯南高等学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

- ・ 「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・ いじめは全ての生徒に関する問題であり、いじめ防止のため日頃から学校教育全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性をはぐくむことにより、生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成するものである。そのため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」が必要である。
- ・ 学校が行ういじめ防止等の対策については、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう取り組むものとする。
- ・ いじめへの基本的対応としては、「未然防止・早期発見・早期対応」が重要であり、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処できるように取り組む。
- ・ 生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見したときの対応方法を身につけたりすることができるよう、学習の機会を設けるとともに啓発活動を推進する。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

- ・ 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進委員会を設置する。委員会の構成は、校長・教頭・各年次主任・人権教育担当・養護教諭・生徒指導主事・関係教職員とする。なお、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家、教職員・警察経験者などの外部専門家を加えることとする。
- ・ 飯南高等学校は、いじめ防止のため、「飯南高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、毎年度当初にその見直しと確認を行う。また、策定した基本方針については教職員、生徒、保護者等、地域等への周知やホームページでの公表など、積極的に情報発信を行うものとする。
- ・ いじめ防止対策推進委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むため、社会体験活動や公開授業、学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、インターネットを通じて行われるものも含めたいじめの防止対策および教職員への研修や保護者等への啓発が適切に実施されるよう年間計画を定めるものとする。また、適切にいじめ防止対策の進捗状況を把握できるよう、開催予定についても生徒指導部年間計画に定めることとする。

- ・いじめ防止対策推進委員会は、個別面談の進捗状況を把握し、教育相談の事例の集約、教職員や生徒等からの情報集約を行い、必要に応じて委員会を随時開催する。
- ・いじめの認知はいじめ防止対策推進委員会を通じて行うものとし、いじめの疑いがあるような行為が発見された時には、速やかに必要な調査を行い、事実関係を確認して積極的に認知を行う。認知したいじめについては、必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を受けつつ、保護者等との連携のもと、対象生徒へのケアや関係生徒への適切な指導を行うものとし、その結果を「いじめ対応情報管理システム」により県教育委員会生徒指導課に報告する。また、全教職員に必要な情報を提供する。
- ・いじめ防止対策推進委員会は、いじめに対する学校の組織的対応の中核を担い、当該いじめの解消に至るまで委員会を中心として対応する。
- ・いじめ防止対策推進委員会は、学校におけるいじめの防止及び、早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であることをすべての教職員が確認するとともに、情報の対応方針の「可視化（見える化）」や発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）の確保を図る。

#### 4 生徒指導（教育相談）体制

- ・学校は、生徒のいじめの実態を把握し、いじめが行われにくい学校づくりに資するため、学期に1回以上のアンケート調査を行い、年次団と生徒指導部で情報を共有し、いじめであると思われる場合にはいじめ防止対策推進委員会に報告するとともに、個別面談等の必要な対応を行う。
- ・アンケート調査については、学習用端末等も活用し、生徒が悩みや不安を感じた際に随時相談しやすいように体制を整える。また、「いじめの早期発見のための気づきリスト」を活用し、学校と家庭が連携して生徒の悩みや不安をいち早く把握し対処する。
- ・学校は、面談週間を年間計画に位置づけて実施し、スクールカウンセラー等の活用を図るなど、生徒や保護者等が安心していじめに関する相談を行うことができるよう教育相談体制の確立に努める。
- ・学校は、電話等相談窓口の周知を図り、いじめを訴えやすい体制を整える。

#### 5 未然防止の取組

- ・学校は、いじめの防止に資するため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図るとともに、社会体験学習等を計画的に実施する。また、全ての生徒が学習を通じて絆を深め合い、安心して学校生活を送るため、自らが規範を守り行動するという自律性を育むとともに、公開授業を計画的に実施する。
- ・生徒指導部は、教職員に対するいじめを取り扱った研修その他の啓発を定期的に計画して実施する他、PTAや学校運営協議会、地域の関係団体等といじめ問題や学校基本方針について話し合う場を設けるなど、家庭や地域に対する連携や啓発のための活動を行う。

- ・学校は、生徒のネットリテラシーや情報モラルを育む教育を推進する。
- ・学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、生徒や保護者等に対して講演会等の啓発活動を行う。
- ・学校は、人権教育活動の充実を図り、互いを認め合う集団づくりに努める。
- ・いじめ防止対策の更なる強化を行うため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて適切に実施できているか等、点検の実施を進めることとする。

## 6 早期発見の取組

- ・いじめを発見、または情報を得た場合は、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。
- ・いじめ防止対策推進委員会は生徒の訴えや教職員からの情報など、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行い、実態把握に努めるものとする。
- ・いじめ防止対策推進委員会は、学期に1回以上のアンケート調査や個別面談等の実施後に集約と分析を行い、いじめが疑われる事例には、迅速かつ適切に必要な調査を行うこととする。
- ・いじめ防止対策推進委員会は、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒等への事実関係の聴取等を行い、実態を把握する。関係生徒への聴取を実施した際は、さらなる見守り・帰宅確認を行うとともに、保護者等に状況を丁寧に報告し、連携をさらに深める。
- ・生徒が退学、転学、休学を申し出た場合には、学校は、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、直ちに県教育委員会に報告する。

## 7 いじめへの対処

- ・いじめの発見や通報を受けた場合は、年次団・生徒指導部を中心に速やかに組織的に対応し、教職員全員の共通理解、保護者等の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組むとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、対象生徒やその保護者等が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、対象生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、対象生徒や保護者等と協議する。関係生徒への聴取を実施する際は、決めつけたり、不安を抱かせたりするないように留意するとともに、場所や環境を十分に考慮し、複数人で聴き取る。
- ・いじめ防止対策推進委員会は、いじめの関係生徒間で紛争が生じることのないよう、情報共有に努めるとともに、いじめが解消に至るまで必要な措置、支援を行う。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに

警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

- いじめ防止対策推進委員会は、関係生徒間の在籍校が異なる場合には学校間の連絡に努め、いじめが犯罪行為に該当する場合には、所轄警察署と連携して対処するなど適切に関係機関との連携を図る。

## 8 いじめ重大事態の対処

- 本項で言う「重大事態」とは、以下のような事態を指すものとする。
  - いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身または財産に重大な被害」の例

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」の「相当の期間」とは、不登校の定義をふまえ、30日を目安とするが、欠席日数が30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席をしているような場合は、重大事態として迅速に調査に着手する。

- 重大事案が発生した際には、県教育委員会に緊急報告を行い、異なる行政機関との情報交換や連携が必要となる場合は、原則として、県教育委員会が主体となって調査する。もし、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止対策推進委員会を中心に調査組織を設置し、必要な関係機関等の支援を得て行うものとする。また、調査により明らかになつた事実関係については、いじめを受けた生徒及びその保護者等に対して情報を適切に提供するとともに、調査結果を県教育委員会に報告する。

※調査主体は、県教育委員会の判断となる。

- 生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあつたときには、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。保護者等と適切に情報共有を行い、申し立てを受ける際円滑な意思疎通を図るとともに、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげる。
- 公表するか否かについては、県教育委員会とも協議し、当該事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案し、適切に判断する。
- 

平成26年9月制定  
令和5年9月改訂  
令和8年1月改訂